

生物多様性国家戦略の変更について(案)

1. 背景

- 生物多様性国家戦略は、生物多様性基本法第11条に基づき中央環境審議会の意見を聴いた上で閣議の決定を求める。
- 現在の生物多様性国家戦略(生物多様性国家戦略2012-2020。以下「現行戦略」という。)は、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10、2010年に愛知県名古屋市で開催)で採択された愛知目標を踏まえて、2012年9月に閣議決定されている。

(注) 現行戦略はその前文において計画期間を2020年度までとしていることから、次期生物多様性国家戦略(以下「次期戦略」という。)が策定されるまでの間、現行戦略第1部を生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた我が国の基本戦略として、引き続き取り組むこととすることなどを、本年1月27日の生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議において申し合わせている。

2. 今後の進め方

- 次期戦略は、生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において決定される「ポスト2020生物多様性枠組」を踏まえて策定する。
- 当該枠組の決定は、現時点で2022年5月になる見込みであり、次期戦略は2022年秋頃の閣議での決定を目指して検討作業を進める。

次期戦略の策定スケジュールの想定(案)

2021年8月27日	中央環境審議会自然環境部会
10月頃～	生物多様性国家戦略小委員会
	※合計4、5回程度を予定
2022年5月(見込み)	ポスト2020生物多様性枠組の決定
7月頃	パブリックコメントの実施及び結果の整理
9月頃	中央環境審議会自然環境部会
	(パブコメを踏まえた検討、答申)
	閣議決定

(参考)

1. これまでの検討経過

(1) 生物多様性国家戦略の歩み

- 生物多様性条約の締結を受けて、1995年に生物多様性国家戦略が策定された。その後、第二版となる「新・生物多様性国家戦略」(2002年)では自然共生社会を打ち出し、第三版となる「第三次生物多様性国家戦略」(2007年)では、具体的目標・指標を盛り込んだ。
- 2008年には生物多様性基本法が制定され、2010年に初の法定計画としての生物多様性国家戦略2010を策定した。その後、2012年に策定した生物多様性国家戦略2012-2020では、愛知目標(2010年)を踏まえた国別目標を設定した。

(2) 次期戦略に向けた検討経過

- 現行戦略の最終評価である「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」(生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議)を本年1月に公表。
- 環境省が設置した「生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討会」(座長:中静透)による「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021(JBO3)」を、本年3月に公表。
- 中央環境審議会における次期戦略の審議に先立ち、今後10年間の主要な課題の抽出及び対応の方向性の検討を行うため、2020年1月に有識者による「次期生物多様性国家戦略研究会」(座長:中静透)を環境省が設置。本年6月までに計9回開催され、本年7月30日に中央環境審議会自然環境部会における次期戦略策定に向けた提言として報告書(以下「報告書」という。)を公表。

(3) 次期生物多様性国家戦略研究会報告書の概要

- 報告書では、以下について次の10年間に取り組むべきとされた。
 - ① 生物多様性と生態系の健全性の回復(例;OECM)
 - ② 自然を活用した解決策(NbS)の積極的活用(例;Eco-DRR)
 - ③ ビジネスと生物多様性の好循環とライフスタイルへの反映(例;ESG金融、認証品)
- また、次期戦略は構造・目標・指標を大幅に見直して、目標の達成状況の明確化と多様な主体の行動を促す必要があると指摘された。

2. 国際的な検討状況

(1) 愛知目標の達成状況の評価(地球規模生物多様性概況第5版、CBD事務局(2020年9月))

- 愛知目標の20の個別目標のうち完全に達成できたものはないが、6つの目標が2020年の達成期限までに部分的に達成とされた。未達成の理由として、愛知目標に応じて各国が設定する国別目標の範囲や目標のレベルが、愛知目標の達成に必要とされる内容と必ずしも整合していなかったことが指摘された。

(2) ポスト2020生物多様性枠組の検討状況

- 2019年1月のアジア太平洋地域での地域検討会合を皮切りに国際的な検討が進められ、本年7月に第1次ドラフトが提示された。
- 未達成となった愛知目標の教訓も踏まえ、定量的目標及び社会・経済活動に関連する目標の充実・強化が検討されている。

生物多様性国家戦略の策定・改定のあゆみ

参考

- 生物多様性条約締結を受けて策定された生物多様性国家戦略は、これまでに合計5回。
- 改定ごとに、内容・分量ともに充実し、我が国の生物多様性関連施策を網羅的に掲載。
- 2008年の生物多様性基本法制定を受けて法定化。2010年の愛知目標を受けて国別目標を設定。

1992年: 生物多様性条約の採択

1993年: 生物多様性条約加盟・発効

生物多様性条約第6条

“生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成する”

1995年: 生物多様性国家戦略①

条約締結を受けて速やかに策定

2002年: 新生物多様性国家戦略②

3つの危機を提示
自然共生社会の打ち出し

2007年: 第三次生物多様性国家戦略③

地球温暖化による危機の追加
具体的目標・指標を盛り込む



2002 ②



2007 ③

2008年: 生物多様性基本法制定

生物多様性基本法第11条

“政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性国家戦略)を定めなければならない”

2010年: 生物多様性国家戦略2010④

生物多様性基本法に基づく
法定計画

2010年: 生物多様性条約第10回締約国会議開催(愛知県名古屋市)

愛知目標(戦略計画2011-2020)の採択

愛知目標を踏まえた
国別目標の設定
東日本大震災の経験

2012年: 生物多様性国家戦略2012-2020⑤



2010 ④



2012 ⑤ 1